平成２２年（フ）第６６０号
川崎市多摩区菅馬場２丁目３番16―203号
債務者　小林　攻一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
川崎市多摩区菅馬場２丁目３番16―203号
債務者　小林　紀康
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
川崎市中原区下小田中２丁目27番23号　クレストハウス202
債務者　畠山　貴充
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
川崎市高津区子母口783番地　県営子母口プラザハイム３―204
債務者　藤原　　治
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
川崎市多摩区生田４丁目４番21号　アブリル生田205
債務者　坂脇三佐子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
川崎市宮前区東有馬２丁目41番50―306号　ベラ・カーサ鷺沼
債務者　上田　　清
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
川崎市川崎区旭町１丁目６番７号豊荘101、前住所川崎市宮前区馬絹1970番地２　オークハウス宮崎台12
債務者　依田　隆幸
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６８９３号
東京都世田谷区若林４丁目９―10山田方
債務者　宇山　　亮
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６３号
岡山市東区広谷408番地９　宮本コーポ２―３号
債務者　渡邊　行章
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７４号
岡山市北区津高239番地１　プレール津高403
債務者　山本　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６７号
東京都八王子市北野町584番地１ネオコーポ八王子101号
債務者　西牧　新平
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９３号
東京都日野市南平３丁目３番地の14ニューグランドール203
債務者　才木　直末
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９６号
東京都日野市神明２丁目14番地の１グリーンコープ日野３―508
債務者　大谷　由美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６６９号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目28番31号
債務者　鈴出　純弘
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７１号
静岡県浜松市南区渡瀬町346番地の５
債務者　岡本　仁美（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係